

DV被害でお悩みの方へ

2026年4月15日

在ブリスベン総領事館では、ドメスティックバイオレンス（DV）被害でお悩みの方に対する相談を受け付けております。

また、以下の関連団体は DV 被害でお悩みの方に対する各種サポートを提供しておりますので、ご参考にして下さい。

1 DV 被害者支援団体

○日本国内（厚生労働省社会・援護局）

よりそいホットライン

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

[困りごと情報提供フォーム](#)

・よりそいホットラインチャットは 24 時間書き込み可

・リアルタイムでのチャット相談：毎日 16～22 時（日本時間）

※妊娠、中絶、性的被害、DV、セクハラ、パワハラ、離婚などでお困りの女性の方のご相談は、毎週木曜日 15～21 時（日本時間）

○オーストラリア全土

（1）Australian Government - Services Australia

（これまで連絡したことが無い方）

TEL: 132 850（Employment Services line）

（これまでに Centrelink に連絡したことのある方）

通常連絡している電話番号

<https://www.servicesaustralia.gov.au/family-and-domestic-violence>

・ Centrelink を介した経済的支援の案内

・ ソーシャルワーカーによる相談対応

・ 適切な支援機関の紹介

（2）1800 RESPECT (National Sexual Assault, Family & Domestic Violence Counselling Service)

TEL: 1800 737 732

<https://www.1800respect.org.au/>

・ 電話、オンラインチャットにて 24 時間体制でカウンセリング提供

・ 適切な支援機関の紹介

(3) WESNET (The Women's Services Network)

TEL: 1800 938 638

<https://wesnet.org.au/>

- ・ 被害者への携帯電話提供
- ・ 適切な支援機関の紹介

(4) DV Connect (QLD 州居住者専用)

TEL: 1800 811 811

<https://www.dvconnect.org/>

- ・ 電話、オンラインチャットにて 24 時間体制でカウンセリング提供
- ・ 適切な支援機関の紹介

(5) Immigrant Women's Support Service (IWSS)

TEL: 07 3846 3490

<https://iwss.org.au/>

- ・ 緊急避難用のシェルター手配
- ・ ソーシャルワーカーによる相談対応
- ・ 支援機関への紹介

※2025年3月31日をもって IWSS における日本人ソーシャルワーカーの勤務は終了しましたが、引き続き英語による相談は可能です。また、下記参考事項の(4)にあるとおり、通訳サービスを利用した DV ホットラインもありますので参考にしてください。

2 参考事項

(1) DV の定義等については、下記 IWSS の HP (日本語) に記載があります。

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2014/11/Japanese-WhatIsDV.pdf>

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2013/12/PC-Japanese.pdf>

(2) QLD 州政府作成の DV に関する日本語資料は以下の州政府 HP をご覧ください。

https://www.qld.gov.au/__data/assets/pdf_file/0020/133166/dfv-japanese-brochure-everyone-has-the-right-to-feel-safe-at-home.pdf

(3) ソーシャルワーカーからのメッセージ

- ・ DV 被害者が知っておくべき点 DV 被害を受けているかもしれないと思っている方は「一人ではありません」。
- ・ あなたの話を理解し、サポートできる人が周りにいるという事を忘れないで下さい。
- ・ DV は暴力、暴言にて危害を加える事を選択した加害者本人の責任であり、そのターゲット

ットにされた被害者は悪くありません。

・各州に 1800 で始まる無料の DV ホットラインがあります。24 時間対応の所も多く、通訳サービスを利用して話を聞いてくれます。

・DV サポートサービスには守秘義務があります。差し迫った命の危険がない限り、相談内容が本人の許可無しに外へ漏れることはないので安心して相談できます。

・DV かどうかわからない場合でも相談して下さい。自分で判断する必要はありません。

・身の危険を感じたら警察に連絡して下さい。その際に、必要があれば通訳を依頼したいこと、相手がいないところで話したいこと等の要望も伝えて下さい。

・「シェルター」または「レフュージ」と呼ばれる DV 被害者用の避難所もあります。永住権や収入がなくても入居出来ます。

・相談後、Safety Plan という安全に逃げ出すためのプランをたてる。日記をつける。自分で警察に電話ができない場合は、信頼できる友人、ご近所又は子供（成長していれば）と予め「合言葉」を決めておき、必要な時に警察に連絡してもらう。

（4）各 DV 被害者支援団体は、オーストラリア政府が提供する無料通訳サービス（TIS）を利用しての相談も可能です。

（利用方法）

TIS（電話番号 131 450）に架電し、オペレーターに日本語通訳を希望する旨を伝える（英語で「Japanese please」と伝えて頂く事で問題ありません）。その後、日本語通訳者が電話口に応答するので、相談したい団体の電話番号を伝達する。そうすると、「団体」、「通訳者」との間で三者通話が可能になります。

お困りのことがありましたら、在ブリスベン日本国総領事館までご連絡下さい。

電話番号：[\(07\) 3221 5188](tel:0732215188)

E メール：consular@bb.mofa.go.jp

事務所住所：[12 Creek St, Brisbane Queensland 4000](https://www.google.com/maps/place/12+Creek+St,+Brisbane+Queensland+4000)